

## 秋田県建設工事入札制度実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧																														
(部(局)入札審査会) 第15条 略 2~3 略 4 第12条の規定は、部(局)入札審査会の会長について準用する。	(部(局)入札審査会) 第15条 略 2~3 略 (新設)																														
(課(室)入札審査会) 第16条 略 2~3 略 4 第12条の規定は、課(室)入札審査会の会長について準用する。	(課(室)入札審査会) 第16条 略 2~3 略 (新設)																														
(地方入札審査会) 第17条 略 2~3 略 4 第12条の規定は、地方入札審査会の会長について準用する。	(地方入札審査会) 第17条 略 2~3 略 (新設)																														
別表3	別表3																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>請負対応額</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般土木工事又は建築一式工事</td> <td>5,000万円以上 2,000万円以上 5,000万円未満 2,000万円未満</td> <td>A B C</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事</td> <td>2,500万円以上 2,500万円未満</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事</td> <td>1,500万円以上 1,500万円未満</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>上記の工事以外の工事</td> <td>区分なし</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	工種	請負対応額	等級	一般土木工事又は建築一式工事	5,000万円以上 2,000万円以上 5,000万円未満 2,000万円未満	A B C	鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	2,500万円以上 2,500万円未満	A B	電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	1,500万円以上 1,500万円未満	A B	上記の工事以外の工事	区分なし	A	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>請負対応額</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般土木工事又は建築一式工事</td> <td>4,000万円以上 1,500万円以上 4,000万円未満 1,500万円未満</td> <td>A B C</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事</td> <td>2,000万円以上 2,000万円未満</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事</td> <td>1,000万円以上 1,000万円未満</td> <td>A B</td> </tr> <tr> <td>上記の工事以外の工事</td> <td>区分なし</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	工種	請負対応額	等級	一般土木工事又は建築一式工事	4,000万円以上 1,500万円以上 4,000万円未満 1,500万円未満	A B C	鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	2,000万円以上 2,000万円未満	A B	電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	1,000万円以上 1,000万円未満	A B	上記の工事以外の工事	区分なし	A
工種	請負対応額	等級																													
一般土木工事又は建築一式工事	5,000万円以上 2,000万円以上 5,000万円未満 2,000万円未満	A B C																													
鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	2,500万円以上 2,500万円未満	A B																													
電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	1,500万円以上 1,500万円未満	A B																													
上記の工事以外の工事	区分なし	A																													
工種	請負対応額	等級																													
一般土木工事又は建築一式工事	4,000万円以上 1,500万円以上 4,000万円未満 1,500万円未満	A B C																													
鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	2,000万円以上 2,000万円未満	A B																													
電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	1,000万円以上 1,000万円未満	A B																													
上記の工事以外の工事	区分なし	A																													
別表4	別表4																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対応額</th> <th>指名数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億5千万円以上</td> <td>12人以上</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億5千万円未満</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円未満</td> <td>8人以上</td> </tr> <tr> <td>3,000万円未満</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	請負対応額	指名数	1億5千万円以上	12人以上	1億円以上		1億5千万円未満	10人以上	3,000万円以上		1億円未満	8人以上	3,000万円未満	5人以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対応額</th> <th>指名数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億5千万円以上</td> <td>12人以上</td> </tr> <tr> <td>8,000万円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億5千万円未満</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8,000万円未満</td> <td>8人以上</td> </tr> <tr> <td>3,000万円未満</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	請負対応額	指名数	1億5千万円以上	12人以上	8,000万円以上		1億5千万円未満	10人以上	3,000万円以上		8,000万円未満	8人以上	3,000万円未満	5人以上		
請負対応額	指名数																														
1億5千万円以上	12人以上																														
1億円以上																															
1億5千万円未満	10人以上																														
3,000万円以上																															
1億円未満	8人以上																														
3,000万円未満	5人以上																														
請負対応額	指名数																														
1億5千万円以上	12人以上																														
8,000万円以上																															
1億5千万円未満	10人以上																														
3,000万円以上																															
8,000万円未満	8人以上																														
3,000万円未満	5人以上																														

### 附 則

- この要綱は、令和8年2月1日から施行する。
- この要綱による改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。